

〔議案第 23 号 寝屋川市いじめ防止基本方針の改定に係る
市長からの意見聴取について〕

寢屋川市いじめ防止基本方針

平成28年11月

(改定 平成29年10月23日)

(改定 令和●年●月●日)

寝屋川市

目 次

第1	いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項	1
1	<u>法第2条のいじめの定義</u>	1
2	<u>条例第2条のいじめの定義</u>	2
3	<u>いじめの防止等に関する基本的な考え方</u>	3
(1)	<u>教育的アプローチ</u>	3
(2)	<u>行政的アプローチ</u>	3
(3)	<u>法的アプローチ</u>	4
(4)	<u>いじめの未然防止</u>	4
(5)	<u>いじめの早期発見</u>	5
(6)	<u>いじめへの対処</u>	5
第2	いじめの防止等のための対策の内容に関する事項	5
1	いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策	5
(1)	市基本方針の策定	5
(2)	いじめの防止等に取り組む関係機関等との連携	6
(3)	いじめの防止等に取り組む教育委員会の組織の設置	6
(4)	相談体制の充実及び周知	6
(5)	啓発活動の実施	6
(6)	幼児期の教育	6
(7)	<u>監察課の設置</u>	7
(8)	<u>いじめ被害者支援事業</u>	7
2	いじめの防止等のために市立の学校において実施する施策	8
(1)	学校基本方針の策定	8
(2)	いじめの防止等に取り組む組織の設置	10
(3)	いじめの未然防止の取組	12
(4)	いじめの早期発見の取組	13
(5)	いじめへの対処	13
3	重大事態への対処	15
(1)	教育委員会又は学校による調査	15
(2)	調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置	18

(3) 重大事態への対処チャート	20
第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項	21

はじめに

本市では、平成28年11月にいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」といいます。）及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日決定。以下「国基本方針」といいます。）の内容を踏まえ、これまで教育委員会・学校が示してきた事項を改めて確認・徹底するとともに、教育委員会・学校内での組織的な対応や地域・家庭・関係する機関及び団体（以下「関係機関等」といいます。）との連携等一層の取組の強化を図ることを目的として寝屋川市いじめ防止基本方針（以下「市基本方針」といいます。）を策定し、いじめの防止等（いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいいます。以下同じ。）に取り組んできました。

また、いじめを子どもの人権問題として捉え、市長部局による市独自のいじめの防止等を行うため、令和元年10月に市長部局に監察課を設置し、令和2年1月に寝屋川市こどもたちをいじめから守るための条例（令和元年寝屋川市条例第23号。以下「条例」といいます。）を施行しました。

いじめは、いじめを受けた児童又は生徒（以下「児童等」といいます。）の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものです。

この市基本方針に基づき、全ての学校や関係機関等、監察課をはじめ、市全体でいじめの防止等に取り組み、全ての地域社会・教育活動において、児童等の安心・安全を確保し、市全体で児童等の健全育成を図り、いじめのない社会、いじめのない学校づくりを一層進めていきます。

第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

1 法第2条のいじめの定義

法第2条では、「『いじめ』とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インタ

一ネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されています。

この場合の「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童等や、塾やスポーツクラブ等当該児童等が関わっている仲間や集団（グループ）等、当該児童等との何らかの人間関係を指すものです。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすること等を意味します。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、児童等の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとします。

なお、インターネット上で悪口の書き込み等があり、被害児童等がそのことを知らず、心身の苦痛を感じるに至っていない場合でも、加害児童等に対する指導等、適切な対応が必要となります。

加えて、被害児童等の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限りません。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童等に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害児童等が謝罪し教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は「いじめ」という言葉を使わず指導するなど柔軟な対応による対処も可能です。ただし、これらの場合であっても法が定義するいじめに該当するため、事案を法第22条の学校におけるいじめの防止等の対策のための組織（以下「学校いじめ対策組織」といいます。）へ情報共有することは必要となります。

2 条例第2条のいじめの定義

条例第2条では、「いじめとは、児童等が他の児童等から受けた行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、行

為を受けた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義しています。本条例では、いじめで苦しむ児童等の声をできるだけ広く集めるため、人間関係に関する要件を除き、いじめを定義しています。

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

いじめは、どの児童等にも、どの学校でも起こりうることであり、全ての児童等に関係する問題です。そして、児童等の内面を深く傷つけるものであり、人権に関わる重大な問題です。

「いじめは絶対に許されない」「いじめは卑怯な行為である」との認識の下、いじめの加害・被害児童等だけでなく、傍観者にあたる児童等に対する指導の充実を図るとともに、豊かな人間関係を築くための人権教育や道徳教育に取り組むことが必要です。

いじめは、学校だけの問題ではなく、学校内外を問わず起こりうることであることから、いじめの防止等に向けて、学校・地域・家庭・関係機関等全ての関係者が連携し、市全体で取り組むことが必要です。

本市では、学校・教育委員会が主体となりいじめへの対処を行う「教育的アプローチ」、市長部局の監察課がいじめを子どもの人権問題として捉え対処を行う「行政的アプローチ」、いじめ問題を法的問題として対処を行う「法的アプローチ」を確立し、いじめの防止等に取り組めます。それぞれ目的と役割が異なるアプローチでいじめに対処し、いじめの早期解決を図ります。

(1) 教育的アプローチ

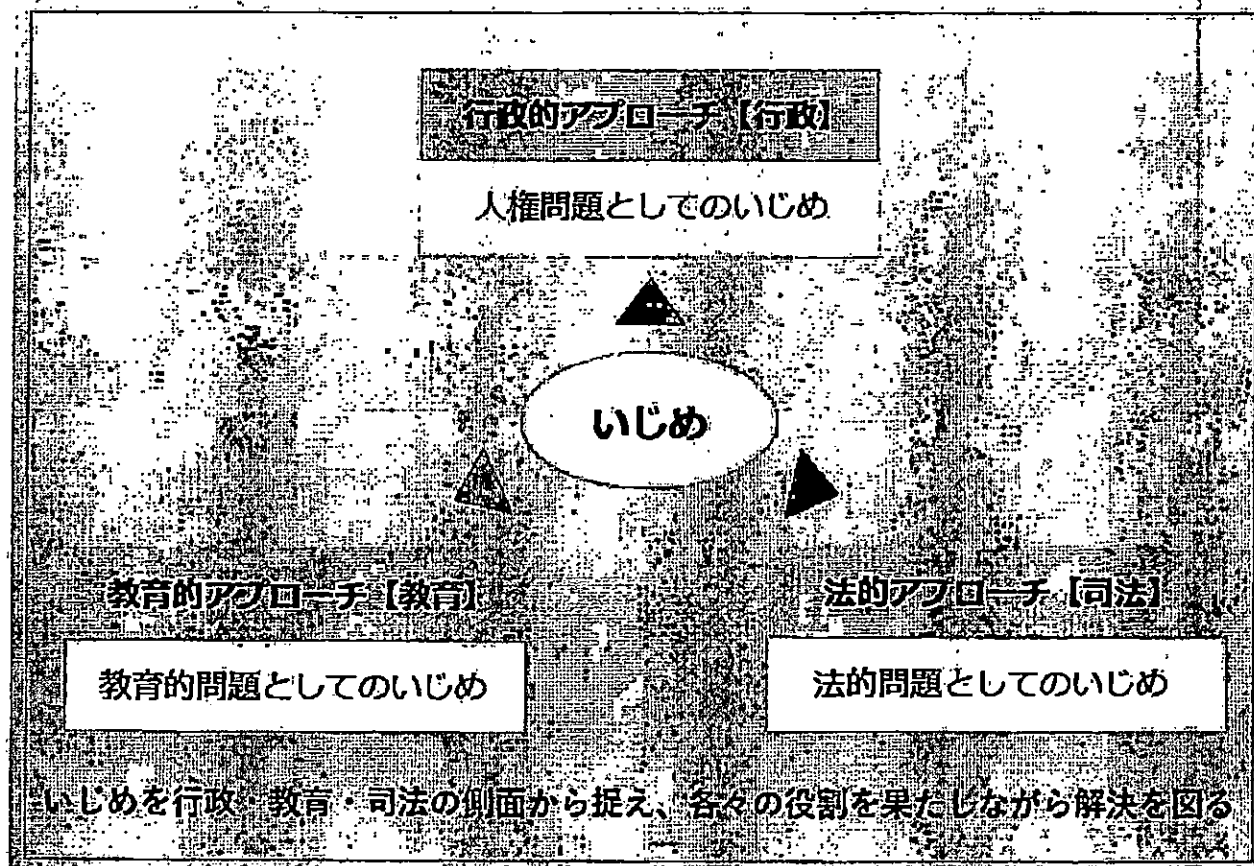
学校・教育委員会が主体となり、教育的な指導による人間関係の再構築を目的とし、いじめている側もいじめられている側も大切な児童等としていじめの防止等に取り組めます。

(2) 行政的アプローチ

市が主体となり、いじめの即時停止を目的とし、いじめを子どもの人権問題として捉え、被害者と加害者の概念を用い、いじめの防止等に取り組めます。

(3) 法的アプローチ

市は、被害児童等に対し、行政的アプローチで解決できないいじめや被害児童等のいじめによる損害、毀損された名誉の回復等のために行う民事訴訟や刑事告訴について支援を行います。



(4) いじめの未然防止

他人の弱みを笑いものにしたり、暴力を肯定したり、異質な他者を差別するといった大人の振る舞いが、児童等に悪影響を与える可能性があります。いじめの未然防止のためには、大人一人ひとりが、それぞれの役割を自覚し、責任ある行動を率先してとることが必要です。

そして、いじめは、どの児童等にも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめを生まない土壌をつくるために、全ての児童等を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、関係者

が一体となった継続的な取組が必要です。

このため、全ての児童等に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童等の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度等、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要です。

(5) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童等の小さな変化に気付く力を高めることが必要です。

このため、いじめは大人が気付きにくい場所等で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりする等、大人が気付きにくいいじめと判断しにくい形で行われることを認識し、小さな変化であっても、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめを認知することが必要です。

(6) いじめへの対処

いじめ又はそのおそれがあることが確認された場合、市及び学校は直ちに、いじめを受けた児童等やいじめを知らせてきた児童等の安全を確保し、いじめたとされる児童等に対して事実関係を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うことが必要です。また、家庭や教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関等との連携が必要です。

このため、市職員及び教職員は日ごろから、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくことが必要であり、また、学校における組織的な対応を可能とするような体制整備が必要です。

第2 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策

(1) 市基本方針の策定

市は、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「市基本方針」として定めます。

市基本方針は国基本方針と学校基本方針の結節点となるものであって、各学校のいじめの防止等の取組の基盤となるものです。

市基本方針には、いじめの防止等に関する基本的な考え方、いじめの防止等の対策のための組織、いじめの未然防止や早期発見のための取組、いじめへの対処、重大事態への対処等、いじめの防止等全体に係る内容を記述します。

(2) いじめの防止等に取り組む関係機関等との連携

いじめの防止等に取り組む関係機関等との連携を図るため、「寝屋川市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等のための対策を推進するために必要な事項に関し、関係機関等との意見及び情報の交換並びに連絡調整を行います。

(3) いじめの防止等に取り組む教育委員会の組織の設置

法第14条第3項及び第28条第1項の規定に基づき、教育委員会の附属機関として「寝屋川市いじめ問題対策委員会」を置き、教育委員会の求めに応じて、次に掲げる事務を担うものとします。

ア 法第14条第3項の規定によるいじめの防止等のための対策の推進についての調査審議に関すること

イ 法第28条第1項の規定による調査に関すること

(4) 相談体制の充実及び周知

いじめを早期に発見するため、児童等及びその保護者が、いじめに係る相談を行うことができるようにするため、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置及び各種いじめ相談窓口等の相談体制の充実を図るとともに、その周知に努めます。

(5) 啓発活動の実施

児童等をいじめから守り、市全体でいじめの防止等に取り組むことへの理解及び協力を求めるため、啓発活動を実施します。

(6) 幼児期の教育

いじめの未然防止に向けて、幼児期の教育においても、発達段

階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取組を促します。また、就学前のガイダンス等の機会を捉え、幼児や保護者に対するいじめの未然防止に係る取組を企画・提案します。

(7) 監察課の設置

市長部局でいじめの防止等に取り組むため、条例で市長の権限を規定し、市長部局に監察課を設置します。監察課で実施する行政的アプローチでは、次の取組により被害児童等を徹底して守り抜きます。

ア 市長部局におけるいじめの通報・相談窓口

イ いじめ又はいじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などの情報収集

【攻めの情報収集】

市は、市立小中学校の全児童・生徒にいじめ通報促進チラシを毎月配布することで、いじめゼロに向けた情報収集、いじめに関する通報・相談の促進及びいじめの加害行為に対する心理的な抑止を図ります。

ウ いじめの通報・相談があった場合における関係児童等及びその保護者並びに学校その他関係する市の機関に対する聴き取り調査

エ いじめ判定会議におけるいじめ有無の判断

オ 条例に基づく学校その他の寝屋川市の機関に対する勧告

(7) 児童等に対する見守りその他学校内におけるいじめの防止のための環境整備

(イ) 訓告、別室指導その他の学校教育法（昭和22年法律第26号。以下「学校法」といいます。）第11条に規定する懲戒

(ロ) 学校法第35条第1項（学校法第49条において準用する場合を含む。）の規定による出席停止

(ハ) 児童等の学級替え

(ニ) 上記のほか、いじめの問題を解決するために必要な措置

(8) いじめ被害者支援事業

市は、被害児童等の保護者に対し、行政的アプローチで解決できないいじめへの対処や被害児童等のいじめによる損害、毀損された名誉の回復等、いじめの解決のために行う民事訴訟や刑事告訴に要する弁護士費用等に支援を行います。

2 いじめの防止等のために市立の学校において実施する施策

(1) 学校基本方針の策定

学校は、どのようにいじめの防止等の取組を行うかについての基本的な方向や取組の内容等を「学校基本方針」として定めます。

学校基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。

- ・学校基本方針に基づく対応を徹底し、教職員がいじめを抱え込まず、かつ学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応とする。
- ・いじめの発生時における学校の対応をあらかじめ示すことは、児童等及びその保護者に対し、児童等が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめの加害行為の抑止につながる。
- ・加害児童等への成長支援の観点を学校基本方針に位置付けることにより、いじめの加害児童等への支援につながる。

学校基本方針には、いじめの防止等に関する基本的な考え方、学校いじめ対策組織、いじめの未然防止や早期発見のための取組、いじめへの対処、重大事態への対処等、いじめの防止等全体に係る内容を記述します。

その中核的な内容としては、いじめに向かわない態度・能力の育成等がいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、いじめの防止に資する多様な取組が体系的・計画的に行われるよう、包括的な取組の方針を定め、その具体的な指導内容のプログラム化を図ること（「学校いじめ防止プログラム」の策定等）が必要です。

また、アンケート、いじめの通報、情報共有、適切な対処等のあり方についてのマニュアルを定め（「早期発見・事案対処のマニュアル」の策定等）、それを徹底するため、「チェックリストを作成・共有して全教職員で実施する」などといったような具体的な取組を盛り込む必要があります。そして、これらの学校基本方針の中核的な策定事項は、同時に学校いじめ対策組織の取組による未然防止、早期発見及び事案対処の行動計画となるよう、事案対処に関する教職員の資質向上を図る校内研修の取組も含めた、年間を通じた当該組織の活動が具体的に記載されるものとします。

さらに、いじめの加害児童等に対する成長支援の観点から、加害児童等が抱える問題を解決するための具体的な対応方針を定めることも望ましいものです。

加えて、より実効性の高い取組を実施するため、学校基本方針が、当該学校の実情に即して適切に機能しているかを学校いじめ対策組織を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCIサイクルを、学校基本方針に盛り込んでおく必要があります。

学校基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置付けます。学校基本方針において、いじめの防止等のための取組（いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりに係る取組、早期発見・事案対処のマニュアルの実行、定期的・必要に応じてアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）に係る達成目標を設定し、学校評価において目標の達成状況を評価します。各学校は、評価結果を踏まえ、学校におけるいじめの防止等のための取組の改善を図る必要があります。

学校基本方針の策定・見直しをするに当たっては、方針を検討する段階から保護者、地域住民、関係機関等の参画を得た学校基本方針になるようにすることが、学校基本方針策定後、学校の取組を円滑に進めていく上でも有効であることから、これらの関係者と協議を重ねながら具体的ないじめ防止等の対策に係る連携について定めることが望ましいものです。また、児童等とともに、

学校全体でいじめの防止等に取り組む観点から、学校基本方針の策定に際し、児童等の意見を取り入れるなど、いじめの防止等について児童等の主体的かつ積極的な参加が確保できるよう留意します。

さらに、策定した学校基本方針については、各学校のホームページへの掲載その他の方法により、保護者や地域住民が学校基本方針の内容を容易に確認できるような措置を講ずるとともに、その内容を、必ず入学時・各年度の開始時に児童等、保護者、関係機関等に説明します。

(2) いじめの防止等に取り組む組織の設置

学校に、いじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、学校いじめ対策組織を置くものとします。

学校いじめ対策組織は当該学校の複数の教職員により構成し、必要に応じて、スクールカウンセラー等、専門的な知識を有する者に参画を要請し、いじめの防止等に関するアドバイスや意見・協力を求め、組織的な対応を行います。

いじめの未然防止・早期発見の実効化とともに、教職員の経験年数やクラス担任制の垣根を越えた、教職員同士の日常的なつながり・同僚性を向上させるためには、児童等に最も接する機会の多い学級担任や教科担任等が参画し、学校いじめ対策組織にこれらの機能や目的を十分に果たせるような人員配置とする必要があります。このため、学校のいじめ対策の企画立案、事案対処等を、学級担任を含めた全ての教職員が経験することができるようにするなど、未然防止・早期発見・事案対処の実効化のため、組織の構成を適宜工夫・改善できるよう柔軟な組織とすることが有効です。

学校いじめ対策組織は、学校が組織的かつ実効的にいじめの防止等に取り組むに当たって、中核となる役割を担います。

具体的には、次に掲げる役割が挙げられます。

ア 未然防止

いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う役割

イ 早期発見・事案対処

- ㉠ いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口としての役割
- ㉡ いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う役割
- ㉢ いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童等の間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど情報の迅速な共有、及び関係児童等に対するアンケート調査、聴き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う役割
- ㉣ いじめの被害児童等に対する支援・加害児童等に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する役割

ウ 学校基本方針に基づく各種取組

- ㉠ 学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う役割
- ㉡ 学校基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する役割
- ㉢ 学校基本方針が当該学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校基本方針の見直しを行う役割（PDCIサイクルの実効を含む。）

などが想定されます。

いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを実効的に行うためには、学校いじめ対策組織は、児童等及び保護者に対して、自らの存在及び活動が容易に認識される取組（例えば、全校集会の際に学校いじめ対策組織の教職員が児童生徒の前で取組を説明する等）を実施する必要があります。また、いじめの早期発

見のためには、学校いじめ対策組織は、被害児童等を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童等から認識されるようにしていく必要があります。

教育委員会は、以上の組織の役割が果たされているかどうかを確認し、必要な指導・助言を行います。

さらに、児童等に対する定期的なアンケートを実施する際に、児童等が学校いじめ対策組織の存在、その活動内容等について具体的に把握・認識しているか否かを調査し、取組の改善につなげることも有効です。

学校いじめ対策組織は、いじめの防止等の中核となる組織として、的確にいじめの疑いに関する情報を共有し、共有された情報を基に、組織的に対応できるような体制とすることが必要です。特に、事実関係の把握、いじめであるか否かの判断は組織的に行うことが必要であり、当該組織が、情報の収集と記録、共有を行う役割を担うため、職員は、ささいな兆候や懸念、児童等からの訴えを抱え込まずに、又は対応不要であると個人で判断せずに、直ちに全て当該組織に報告・相談します。加えて、当該組織に集められた情報は、個別の児童等ごとなどに記録し、複数の教職員が個別に認知した情報の集約と共有化を図ります。

学校として、学校基本方針やマニュアル等において、いじめの情報共有の手順及び情報共有すべき内容（いつ、どこで、誰が、何を、どのように等）を的確に定めておく必要があります。

これらのいじめの情報共有は、個々の教職員の責任追及のために行うのではなく、気づきを共有して早期対応につなげることが目的であり、学校の管理職は、リーダーシップをとって情報共有を行いやすい環境の醸成に取り組む必要があります。

(3) いじめの未然防止の取組

いじめはどの児童等にも起こりうるという事実を踏まえ、全ての児童等を対象に、いじめに向かわせないための未然防止の取組として、児童が自主的にいじめの問題について考え、議論するこ

と等のいじめの未然防止に資する活動の取組に努めます。

また、未然防止の基本として、児童等が、心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行います。

児童等に対するアンケート・聴き取り調査によって初めていじめの事実が把握される例も多く、いじめの被害児童等を助けるためには児童等の協力が必要となる場合があります。このため、学校は児童等に対して、傍観者とならず、学校いじめ対策組織への報告をはじめとするいじめを止めさせるための行動をとる重要性を理解させるよう努めます。

加えて、集団の一員としての自覚や自信を育むことにより、いたずらにストレスにとらわれることなく、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくります。

さらに、教職員の言動が、児童等を傷つけたり、他の児童等によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(4) いじめの早期発見の取組

いじめは、遊びやふざけあいを装って行われる等、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことから、日ごろから児童等の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童等が示す変化を見逃さないよう情報収集に努めます。

また、アンケート調査を定期的に行うとともに、教育相談の実施等により、児童等がいじめを訴えやすい体制を整え、いじめの実態把握に努めます。

各学校は、学校基本方針において、アンケート調査、個人面談の実施や、それらの結果の検証及び組織的な対処方法について定めておく必要があります。

アンケート調査や個人面談において、児童等が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、当該児童等にとって多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しな

ければなりません。これを踏まえ、学校は、児童等からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底します。

(5) いじめへの対処

法第23条第1項は、「学校の教職員、地方公共団体の職員その他の児童等からの相談に応じる者及びその保護者は、児童等からいじめに係る相談を受けた場合において、いじめの事実があると思われるときは、いじめを受けたと思われる児童等が在籍する学校への通報その他適切な措置をとるものとする。」としており、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、学校いじめ対策組織に対し当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげなければなりません。すなわち、学校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、同項の規定に違反し得ることになります。

また、各教職員は、学校の定めた方針等に沿って、いじめに係る情報を適切に記録しておく必要があります。

学校いじめ対策組織において情報共有を行った後は、事実関係の確認の上、組織的に対応方針を決定し、被害児童等を徹底して守り通します。

加害児童等には、当該児童等の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導します。

これらの対応について、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係機関等との連携の下で取り組みます。

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消することはできません。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。ただし、これらの要件が満たされている場合であっても、必要に応じ、他の事情も勘案して判断するものとします。

ア いじめに係る行為が止んでいること

被害児童等に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当な期間とは少なくとも3か月を目安とします。ただし、いじめの重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この事案にかかわらず、教育委員会又は学校いじめ対策組織の判断により、より長期の期間を設定するものとします。学校の教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害児童等の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行います。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視します。

イ 被害児童等が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童等がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童等本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

学校は、いじめが解消に至っていない段階では、被害児童等を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有します。学校いじめ対策組織においては、いじめが解消に至るまで被害児童等の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行します。

以上のいじめが「解消している」状態とは、あくまで、一つの段階に過ぎず、「解消している」状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、学校の教職員は、当該いじめの被害児童等及び加害児童等については、日常的に注意深く観察する必要があります。

3 重大事態への対処

(1) 教育委員会又は学校による調査

ア 調査を要する重大事態

法第28条第1項第1号「いじめにより当該学校に在籍する児

童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。」については、被害児童等の状況に着目して判断します。

例えば、次のようなケースが想定されます。

- ・児童等が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

法第28条第1項第2号「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。」の「相当の期間」については、「国基本方針」では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とされていますが、日数だけではなく、児童等の状況等、個々のケースを十分把握する必要があります。

また、児童等や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と捉えていたとしても、重大事態として対応する必要があります。児童等又は保護者からの申立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意します。

イ 重大事態の報告

学校は、重大事態が発生した場合には、直ちに教育委員会に報告します。

教育委員会は、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断するとともに、重大事態の発生を市長及び議会に報告します。

ウ 調査の主体

教育委員会は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や組織を判断し、次の組織で調査を行います。

㊦ 学校が主体となる場合

教育委員会は、学校に対して必要な指導、人的措置等の適切な支援を行います。

㊧ 教育委員会が主体となる場合

学校主体の調査では、重大事態への対処及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じるおそれがあるような場合には、教育委員会において調査を行います。

この際、因果関係の特定を急ぐことなく、客観的な事実関係を速やかに調査します。

エ 調査を行うための組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断したときには、当該重大事態に係る調査を行うために、速やかにその下に組織を設けます。

㊦ 学校が主体となる場合

学校の下組織が調査を行います。

㊧ 教育委員会が主体となる場合

「寝屋川市いじめ問題対策委員会」が調査を行います。

オ 事実関係を明確にするための調査

「事実関係を明確にする」とは、重大事態に至る要因となつたいじめ行為が、いつ（いつごろから）、誰から行われ、どのような態様であったか、いじめを生んだ背景事情や児童等の人間関係にどのような問題があったか、学校・教職員がどのように対応したか等の事実関係を、可能な限り網羅的に明確にすることです。

この調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものでないことは言うまでもなく、学校と教育委員会が事実に向き合うことで、当該事態への対処や同種の事態の発生の防止を図るものです。

㊦ 被害児童等からの聴き取りが可能な場合

被害児童等からの聴き取りが可能な場合、被害児童等から十分に聴き取るとともに、在籍する児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等を行うことが考えられます。

この際、被害児童等や情報を提供してくれた児童等を守ることを最優先とした調査実施が必要です。

次に、調査による事実関係の確認とともに、加害児童等への指導を行い、いじめ行為をやめさせる必要があります。

また、いじめを受けた児童等に対しては、事情や心情を聴き取り、被害児童等の状況にあわせた継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活復帰に向けた支援や学習支援等を行うことが必要です。

Ⅱ 被害児童等からの聴き取りが不可能な場合

被害児童等からの聴き取りが不可能な場合は、当該児童等の保護者の要望・意見を十分に聴き取り、迅速に当該保護者に今後の調査について協議し、調査に着手します。

調査方法としては、在籍する児童等や教職員に対する質問紙調査や聴き取り調査等が考えられます。

カ 調査結果の提供及び報告

Ⅰ 被害児童等及びその保護者への情報提供

教育委員会又は学校は、調査により明らかになった事実関係について、被害児童等やその保護者に対して説明します。

これらの情報の提供にあたっては、教育委員会又は学校は、他の児童等のプライバシー保護に配慮する等、関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供します。

Ⅱ 調査結果の報告

調査結果については速やかに、学校は教育委員会に、教育委員会は市長及び議会に報告します。

(2) 調査結果の報告を受けた市長による再調査及び措置

ア 再調査

調査結果の報告を受けた市長は、当該報告に係る重大事態へ

の対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認めるときは、調査結果について再調査を行うことができます。

再調査についても、被害児童等及びその保護者に対して、適時・適切な方法で、調査の進捗状況等及び調査結果を説明します。また、市長はその結果を議会に報告します。

イ 再調査を行う機関の設置

市長の附属機関として「寝屋川市いじめ問題再調査委員会」を置き、再調査を行います。

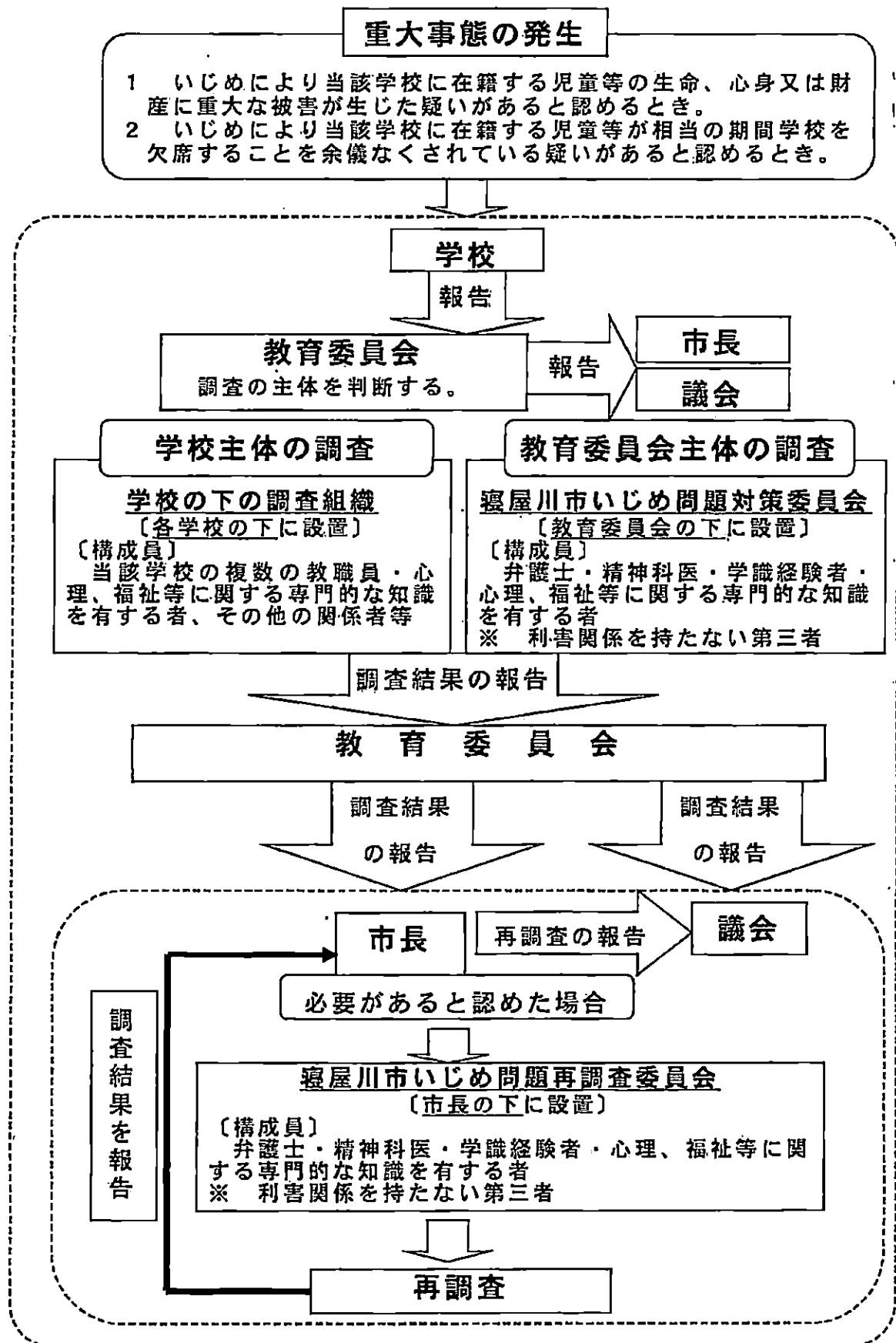
「寝屋川市いじめ問題再調査委員会」は、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有する者ではない者(第三者)で構成し、当該調査の公平性・中立性を図ります。

構成員は、弁護士や精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等、専門的な知識及び経験を有する者とします。

ウ 再調査の結果を踏まえた措置

市長及び教育委員会は、再調査の結果を踏まえ、必要な措置を講じます。

(3) 重大事態への対処チャート



第3 その他いじめの防止等のための対策に関する重要事項

市は、「市基本方針」について、法の施行状況等を勘案して、随時、見直しを検討し、その結果に基づいて必要な措置を講じます。

寝屋川市いじめ防止基本方針の主な改定内容

NO	頁	区分	項目	改定趣旨	修正前	改定案
1	P1	修正	はじめに	いじめに対する市長部局での取組を追加し、全体を文言調整	寝屋川市いじめ防止基本方針(以下「市基本方針」という。)は、いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日決定。以下「国基本方針」という。)の内容を踏まえ、これまで教育委員会・学校が示してきた事項を改めて確認・徹底するとともに、教育委員会・学校内での組織的な対応や地域・家庭・関係する機関及び団体(以下「関係機関等」という。)との連携等一層の取組の強化を図ることを目的として策定するものです。 いじめは、いじめを受けた児童又は生徒(以下「児童等」という。)の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものです。 本市では、この「市基本方針」に基づき、全ての学校や関係機関等をはじめ、市全体でいじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう。以下同じ。)に取り組み、全ての地域社会・教育活動において、児童等の安心・安全を確保し、市全体で児童等の健全育成を図り、いじめのない社会、いじめのない学校づくりを一層進めていきます。	本市では、平成28年11月にいじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」といいます。)及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」(平成25年10月11日決定。以下「国基本方針」といいます。)の内容を踏まえ、これまで教育委員会・学校が示してきた事項を改めて確認・徹底するとともに、教育委員会・学校内での組織的な対応や地域・家庭・関係する機関及び団体(以下「関係機関等」といいます。)との連携等一層の取組の強化を図ることを目的として寝屋川市いじめ防止基本方針(以下「市基本方針」といいます。)を策定し、いじめの防止等(いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処をいいます。以下同じ。)に取り組んできました。 また、いじめを子どもの人権問題として捉え、市長部局による市独自のいじめの防止等を行うため、令和元年10月に市長部局に監察課を設置し、令和2年1月に寝屋川市子どもたちをいじめから守るための条例(令和元年寝屋川市条例第23号。以下「条例」といいます。)を施行しました。 いじめは、いじめを受けた児童又は生徒(以下「児童等」といいます。)の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、生命又は身体に重大な危険性を生じさせるおそれがあるものです。 この市基本方針に基づき、全ての学校や関係機関等、監察課をはじめ、市全体でいじめの防止等に取り組み、全ての地域社会・教育活動において、児童等の安心・安全を確保し、市全体で児童等の健全育成を図り、いじめのない社会、いじめのない学校づくりを一層進めていきます。
2	P2,3	追加	いじめの定義	条例のいじめの定義を追加	-	2 条例第2条のいじめの定義 条例第2条では、「いじめとは、児童等が他の児童等から受けた行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、行為を受けた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義しています。 本条例では、いじめで苦しむ児童等の声をできるだけ広く集めるため、人間関係に関する要件を除き、いじめを定義しています。

寝屋川市いじめ防止基本方針の主な改定内容

NO	頁	区分	項目	改定趣旨	修正前	改定案
3	p3,4	追加	いじめの防止等に関する基本的な考え方	「教育的アプローチ」「行政的アプローチ」「法的アプローチ」の説明を追加	-	本市では、学校・教育委員会が主体となりいじめへの対処を行う「教育的アプローチ」、市長部局の監察課がいじめを子どもの人権問題として捉え対処を行う「行政的アプローチ」、いじめ問題を法的問題として対処を行う「法的アプローチ」を確立し、いじめの防止等に取り組みます。それぞれ目的と役割が異なるアプローチでいじめに対処し、いじめの早期解決を図ります。 (1) 教育的アプローチ 学校・教育委員会が主体となり、教育的な指導による人間関係の再構築を目的とし、いじめている側もいじめられている側も大切な児童等としていじめの防止等に取り組みます。 (2) 行政的アプローチ 市が主体となり、いじめの即時停止を目的とし、いじめを子どもの人権問題として捉え、被害者と加害者の概念を用い、いじめの防止等に取り組みます。 (3) 法的アプローチ 市は、被害児童等に対し、行政的アプローチで解決できないいじめや被害児童等のいじめによる損害、毀損された名誉の回復等のために行う民事訴訟や刑事告訴について支援を行います。 【イメージ図追加】
4	p7	追加	いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策	監察課の設置を追加	-	(7) 監察課の設置 市長部局でいじめの防止等に取り組むため、条例で市長の権限を規定し、市長部局に監察課を設置します。監察課で実施する行政的アプローチでは、次の取組により被害児童等を徹底して守り抜きます。 ア 市長部局におけるいじめの通報・相談窓口 イ いじめ又はいじめの疑いに関する情報や児童等の問題行動などの情報収集 【攻めの情報収集】 市は、市立小中学校の全児童・生徒にいじめ通報促進チラシを毎月配布することで、いじめゼロに向けた情報収集、いじめに関する通報・相談の促進及びいじめの加害行為に対する心理的な抑止を図ります。 ウ いじめの通報・相談があった場合における関係児童等及びその保護者並びに学校その他関係する市の機関に対する聴き取り調査 エ いじめ判定会議におけるいじめ有無の判断 オ 条例に基づく学校その他の寝屋川市の機関に対する勧告 (7) 児童等に対する見守りその他学校内におけるいじめの防止のための環境整備 (イ) 訓告、別室指導その他の学校教育法(昭和22年法律第26号。以下「学校法」といいます。)第11条に規定する懲戒 (ロ) 学校法第35条第1項(学校法第49条において準用する場合を含む。)の規定による出席停止 (ニ) 児童等の学級替え (ホ) 上記のほか、いじめの問題を解決するために必要な措置

寝屋川市いじめ防止基本方針の主な改定内容

NO	頁	区分	項目	改定趣旨	修正前	改定案
5	p7, 8	追加	いじめの防止等のために市及び教育委員会が実施する施策	いじめ被害者支援事業を追加	-	(8) いじめ被害者支援事業 市は、被害児童等の保護者に対し、行政的アプローチで解決できないいじめへの対処や被害児童等のいじめによる損害、毀損された名誉の回復等、いじめの解決のために行う民事訴訟や刑事告訴に要する弁護士費用等に支援を行います。